

平成 28 年度組織改正等のポイント

平成 28 年度の組織機構及び職員定数については、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」を的確に推進するとともに、「伊勢志摩サミット」の成功に向け万全の体制で取り組み、サミットを一過性に終わらせることなく、地域の活性化や総合力向上につなげていくことができるよう、所要の改正を行います。

1 組織改正等の概要

(1) ポストサミットの展開

① M I C E 誘致推進監の設置

伊勢志摩サミットの開催により本県の知名度が向上する好機を生かし、国際会議をはじめとする M I C E 誘致を推進するため、雇用経済部観光局に「M I C E 誘致推進監（課長級）」を設置します。

※M I C E とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと【観光庁 HP より】

② 国際戦略、インバウンドの取組体制の強化

伊勢志摩サミットを契機とした国際展開のさらなる推進や、インバウンドの取組体制を強化するため、国際戦略課、海外誘客課の職員を増員（各 1 名）します。

③ 安全・安心なまちづくりの推進

伊勢志摩サミットを契機に「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」の策定等、県民の皆さんの安全・安心な暮らしの実現に向けた取組を一層推進するため、交通安全・消費生活課を「暮らし・交通安全課」に変更するとともに、職員を増員（1 名）します。

(2) 教育・人づくり

① 学力の向上

学力向上や教科指導について、小規模の市町教育委員会に地域できめ細かな支援を行うため、県内 3 か所に「教育支援事務所」を設置します。

◇北勢教育支援事務所（設置場所：県四日市庁舎）

◇南勢教育支援事務所（設置場所：県伊勢庁舎）

◇紀州教育支援事務所（設置場所：県熊野庁舎）

② スポーツの推進

平成33年の「三重とこわか国体」及び全国障害者スポーツ大会の開催準備を推進する体制を強化するため、国体準備課及び障がい福祉課の職員を増員します。（国体準備課7名、障がい福祉課1名）

また、女性アスリートのサポート体制の充実やトップアスリートの県内定着に向けた就職支援等、競技力向上の取組をより一層進めるため、スポーツ推進課の職員を増員（1名）します。

平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催準備を推進する体制を強化するため、教育委員会事務局に新たに「全国高校総体推進課」を設置し、10名の職員を配置します。

(3) 児童相談体制等の強化

児童相談所の対応力強化、市町の児童相談体制の充実への支援をより機動的に行えるよう、児童相談センターの法的対応室と市町支援プロジェクトチームを統合し、新たに「児童相談強化支援室」を設置します。

また、年々増加し、複雑化している児童虐待相談により一層的確に対応できるよう、北勢児童相談所の職員を増員（3名）します。

さらに、「三重県立子ども心身発達医療センター」の開設に向け、子どもの発達障がいの早期発見や成長段階に応じた途切れのない支援を強化するため、あすなる学園に職員を増員（1名）します。

(4) 移住の促進・中山間地域等の振興

① 移住の促進

県内への移住を促進するための情報発信や市町と連携した受入体制の整備等、移住の促進に向けた取組を強化するため、地域支援課に「移住促進班」を設置し、職員を増員（1名）します。

② 中山間地域・農山漁村の振興

中山間地域等における持続可能なコミュニティづくりなどの地域課題に取り組むため、地域支援課に「中山間・地域支援班」を設置します。

また、農山漁村と都市の交流や農山漁村のくらしの魅力発信、地域資源を活用した観光創出等に取り組み、多様な雇用機会の創出を図るため、農林水産部に新たに「農山漁村づくり課」を設置します。

(5) 上記以外の改正

① 総合的な農林水産政策の展開

食の産業振興や農観連携等、農林水産分野全体を視野に入れた企画立案及び農林水産の各分野における T P P 対応等の総合調整機能の強化を図るため、農林水産部に「農林水産政策推進監（課長級）」を設置します。なお、これに伴い「農業戦略課」は廃止し、地域活性化プラン等の担い手支援については、「担い手支援課」（「担い手育成課」から名称変更）において取組を推進していきます。

② 「第 27 回全国菓子大博覧会・三重」の準備体制の強化

平成 29 年 4 月に開催する「第 27 回全国菓子大博覧会・三重」の成功に向け、民間事業者と行政が連携して準備を進めるため、同博覧会実行委員会事務局に駐在する職員を増員（6 名）し、現行の 4 名から 10 名体制とします。

③ 推進監等の見直し

「防疫危機管理監」を中央家畜保健衛生所から本庁に移管し、広域的な防疫措置に機動的に対応できる体制にするとともに、名称を「家畜防疫対策監」とします。

また、「木質バイオマス推進監」については、木質バイオマス発電施設が県内に設置されるなど、普及に向けた一定の環境が整備されたことから廃止し、業務については、引き続き、森林・林業経営課で推進していきます。

2 職員定数の概要

- 知事部局では、スポーツの推進、児童相談体制の強化等に重点的な対応を図りつつ、外郭団体への職員派遣の減など業務見直しを進め、6 名の定数を削減します。
- 教育委員会事務局では、全国高等学校総合体育大会の開催準備のため、6 名の定数を増員します。